



商工業・農業・林業

チャレンジショップの利用

問 産業政策課 TEL20-3040

市内で創業しようとする方に、まちなか活性化ビル「佐野未来館」3階のフロアを本格的に創業する前のお試しの場(チャレンジショップ)として提供しています。ショップAは飲食店専門、ショップB、Cは物品販売などの目的で利用できます。利用期間は6カ月以内(延長可)、施設利用料・光熱水費は無料となります。

空き店舗等活用にぎわい創出事業補助金

問 産業政策課 TEL20-3040

中心市街地および田沼・葛生地区の市街地エリアを活性化させるため、対象区域内の空き店舗・空き家などを活用して出店する個人事業主や中小企業者等に対して、補助制度がございます。補助条件などの詳細は市ホームページをご確認ください。



農地の権利移動関係(農地法第3条許可)

問 農業委員会事務局 TEL20-3059

農地を耕作目的で売買(貸借)する場合は、農地法第3条の規定により農業委員会の許可が必要となります。許可を受けるにはいくつかの要件を満たす必要がありますので、事前に農業委員会事務局にお問い合わせください。

農地の相続などの届出制度

問 農業委員会事務局 TEL20-3059

相続などで農地を取得した場合は、農地の所在する農業委員会に届け出が必要ですので、必ず届け出を行ってください。

○届出が必要な場合

- 相続(遺産分割および包括遺贈を含む)
- 法人の合併・分割、時効などによる農地などの権利取得

農地の利用権設定(農地バンク)

問 農政課 TEL20-3043

農地を農地として貸借する場合、農地法第3条の規定により農業委員会の許可を受ける必要がありますが、栃木県農地バンク((公財)栃木県農業振興公社)を活用すると農地法3条許可は不要になります。

栃木県農地バンク((公財)栃木県農業公社)を活用することにより、公的機関が農地の中間的な受け皿となるため、より安心して農地の貸借が可能になります。また、農地の出し手(土地所有者)にとっては、賃料が農地バンクを通して支払われ、貸付期間満了で農地が戻ることや税制の優遇措置が受けられる等のメリットがあります。

さらに受け手(担い手)にとっても、農地の集約化による経営の効率化や長期の借り入れによる安定した営農が可能になる他、賃料の支払先は農地バンクとなるため、個別に出し手(土地所有者)と賃料の清算をする必要がないなど、農地の出し手(土地所有者)と受け手(担い手)の双方にメリットがあります。

ただし、活用の際はいくつかの要件を満たす必要がありますので、詳細につきましては農政課または(公財)佐野市農業公社(TEL21-5489)までご相談ください。

農用地の除外など

問 農政課 TEL20-3043

佐野農業振興地域整備計画で定められた農用地区域内の土地を、農用地など以外の用途に供したい場合は、農用地区域からの除外などの手続きが必要です。

ただし、一定の要件を満たす場合に限られますので事前にご相談ください。

受付時期 年3回(5月末、9月末、1月末)

農地の転用

問 農業委員会事務局 TEL20-3059

農地の転用とは、農地の利用目的(耕作)を住宅・工場用地や資材置場など農地以外のものに変更することを行います。

農地の転用については、許可または届け出が必要となります。転用の計画がある場合は、農業委員会事務局にご相談ください。

転用許可を受けられた方へ (農地転用許可と不動産登記について)

問 農業委員会事務局 TEL20-3059

農地転用許可を受けて農地を農地以外の地目に転用した場合、不動産登記法により、地目変更の登記を法務局へ申請しなければなりません。農業委員会が発行する転用許可書(指令書)は、地目変更登記をする際、添付書類として必要となるものですので、大切に保管しておいてください。

なお、転用許可を受けても地目変更登記をしないと、登記簿の地目は農地のままですので、完了後は速やかに地目変更登記の手続きをしてください。

農業者年金

問 農業委員会事務局 TEL20-3059

農業者年金は、農業の担い手である農業者の方々の、老後生活の安定を図ることなどを目的とした、農業者だけが加入できる「農業者のための年金」で、国民年金(基礎年金)に上乗せした任意加入の公的な年金制度です。

加入要件

以下の要件を満たす人は、どなたでも加入することができます。

- 国民年金の第1号被保険者
- 年間60日以上農業に従事する方
- 20歳以上65歳未満の方(60歳以降に加入できる方は、国民年金の任意加入者に限ります)

特徴

- 積立方式で安心した財政運営です。
- 80歳までの保証がついた終身年金です。

保険料

保険料は自由に選択できます。月額2万円から6万7千円までご自身のライフプランに合わせて保険料を自由に選択できます(35歳未満で一定の要件を満たす方は、納付下限月額1万円)。

保険料の助成

認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して、保険料(月額2万円)に政策支援(保険料の国庫助成)があります。

Food loss



食べ物をムダにしない 食品ロスを減らすためにできること



本来、食べられるのにさまざまな理由から捨てられてしまう食べ物のことを「食品ロス」といいます。食品ロスは“もったいない”だけでなく、増えたゴミの廃棄に多くのコストがかかっていることも大きな問題です。

① 買いすぎない

買いに行く前に食品棚や冷蔵庫をチェックしよう。重複買いを防止します。

② 作りすぎない

食べることができる量を決めましょう。作りすぎたら、アレンジレシピを活用しましょう。

③ 食べきる

家でも外でも、食べられる分だけ食卓へ。外食時は、残した料理を持ち帰ることができるかチェック。



森林の所有者届出

問 農山村振興課 TEL61-1163

森林の土地の所有者となった方は、市町村長への事後届出が必要です。

届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届け出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出を提出している方は対象外です。

届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届け出をしてください。

届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積と共に、土地の用途などを記載します。添付書類として、登記事項証明書(写しも可)または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

森林の伐採や転用について

問 農山村振興課 TEL61-1163

森林を伐採したり、転用したりするときは届け出や許可が必要です。

届出を必要とする森林(森林法10条の8)

- 地域森林計画対象民有林において立木を伐採する場合は、伐採および伐採後の造林の届け出が必要です。伐採しようとしている森林が対象となるかどうか、詳しくは農山村振興課へお問い合わせください。
- 保安林や森林経営計画の認定を受けている森林の場合は、手続きが異なります。

届出の時期

- 伐採をしようとする日の30日前までに伐採届出書を提出する必要があります。
- 受け付けは90日前からとなります。

届出先

佐野市内の森林につきましては、農山村振興課へ届け出ください。

記載すべき内容

- 森林の所在場所、面積、伐採期間、伐採の方法、伐採後の造林の方法などです。
- 森林以外への転用を伴う届け出については、伐採跡地の用途なども記載いただくこととなります。

保安林などの伐採 (森林法第34条、第34条の2、第44条)

伐採しようとする森林が森林法第25条または第25条の2に基づいて指定された保安林および同法第41条に基づいて指定された保安施設地区の伐採については、届け出や許可が必要です。保安林の伐採につきましては、詳しくは農山村振興課へお問い合わせください。

1ヘクタールを超える転用

地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区を除く)における開発行為(土石または樹根の採掘、開墾その他の形質を変更する行為をいう)で、面積が1ヘクタール(太陽光発電施設は0.5ヘクタール)を超える場合は、林地開発許可(知事)が必要です。

暮らしを支える「水」を大切に使う

近年、川の水の量が減少したり水質が悪化したりなど、水に関わるさまざまな問題があります。健全な水循環を守るために、できることから始めてみましょう。



水資源を守るためにできることを考えよう

① 節水する

- ・洗濯の回数を減らし、まとめて洗う
- ・歯磨きやお風呂のとき、水を流したままにしない
- ・水洗トイレの大小レバーを使い分ける

② 汚れのもとを流さない

- ・食器の油污れは、紙で油分を拭き取ってから洗う
- ・排水口には水切りネットをつけて、調理くずを流さない

③ 地域の川や水源を守る

- ・川や湖にごみを捨てない
- ・地域の水路や川の清掃活動、草刈り活動などに参加する

